

# E-11 「信用ある業者」の問題—住宅の消費者問題 第10回

京都府大生活科学

吉野 正治  
上野 勝代

目的 問題のある住宅を取得したのは「信用ある業者」を選択しながつたためである、と相談に当る行政は言う。だが消費者はどうにしろ「信用ある業者」を確めたいといふのが、それに関する確かな情報の入手は非常に困難であり、良い業者(個人)に当たるかどうかは、くじを引くようなものであり、その危険はすべく消費者の負担となつてゐる。これをどう改善しゆくのか、これが本研究の目的である。

方法 問題の所在を分析→改善 方策の案出→業者の事情を熟知していきながらにインケート→方策のとりまとめ。主なる問題=①信用といふことの内容が不明確②経営的信用と技術的信用は必ずしも一致しない③不請依存といふ場合、技術的信用の保護がむづかしい④景気変動に左右されやすので「明日の信用」と言はにくく⑤前近代的な経営では品質のハイツキが出て⑥後悔中立論。

結論 「信用」のとりえ方に問題がある。受け身的にこれらと何ぞやさなくなる。信用の機構をつくりあげるといふ基本視点が重要である。主なる方策=①問題をあくす業者の縮め出し(トラブル件数、トラブル内容、点検内容の記録をとる)②良い業者の組織化とその組織育成、(例)「B、B+C、B」の発足。「B、B+C、B」への加入は既会員の推せん、実績表、品質管理(抜き取り検査)(住宅小製造業者名、建築士、技能者名をつける、連携保証、無過失責任制)。業者のメリット=①信用表示、②公共公事の発注③制度助成。消費者のメリット=①確実な工事②危険負担の除去③無過失責任保障、④進んで技術的恩恵。他の行政は上述した観点で具体化をはかねばならぬ。